

# 『被害防止ネット』ニュース

〇〇 消費者の被害を防ぐ ネットの輪 〇〇

平成21年3月23日

No.9号

[事務局] 小樽消費者協会

〒047-0031 小樽市色内1丁目9番5号 小樽市分庁舎内

TEL 31-3682 (消費者協会事務局)

23-7851 (消費者センター)

FAX 22-1345

E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

## 春先は悪質商法が横行する時期 被害に遭わないよう注意しましょう

春は進学、就職、さらには引越しなどで、新生活がスタートする季節。この時期、悪質な業者は新たなターゲットを求め、街頭での声かけや訪問などを通して、盛んな勧誘を行ってきます。今回は、これらの悪質商法のうち主なものを紹介しますので、被害に遭わないよう十分注意しましょう。

### ◎ マルチ商法

「会員になって購入した商品を知人に売って加入者を増やせばマージンが得られる」と言って勧誘する商法。実際は、商品が売れず多額の借金を抱えるケースが多い。新しい人間関係を築いていく新入生や新社会人などの若者が狙われやすい。

### ◎ 資格商法

「就職に有利」、「受講すれば資格が取れる」「この資格を取れば仕事を紹介するので収入が得られる」などといい、資格取得のための通信教育費用や授業料を支払わせる商法。実際は、簡単に国家試験に合格できず資格が取れなかったり、資格を取得しても仕事を提供されないケースが多い。

また、過去に契約していた人が「講座未修了につき更新料か解約料が必要」と迫られる「二次被害」のトラブルも発生しています。

### ◎ お掃除商法

春先の引越しや年末の大掃除などの時期になると、「部屋の掃除を1,000円でします」などと格安な代金をうたって部屋に上がりこみ、掃除をした後に高額な掃除機や浄水器、羽毛布団などの商品売りつける商法。

掃除を格安で行うことにより、その後の商品に関する説明や勧誘を断りづらくさせ、最終的には数十万円もする高額な契約まで持ち込むというのが手口です。

### ◎ 点検商法

「点検に来ました」と言って来訪し、「このままにしておくと大変なことになる」「すぐ工事が必要」などと不安をあおってから不要な契約を押しつける商法。

役所や消防署の名をかたり、必要のない床下・配管工事、耐震診断を行ったり、消火器・火災報知器の購入を強いるケースがあります。

### 悪質商法への対処法は……

- はっきり断る
- うまい話を信じない
- すぐ契約しない
- 相談する⇒消費者センター(23-7851)へ

「定額給付金」の給付を  
よそおった悪質詐欺に  
ご注意ください!!

予想される手口は、市や総務省の職員をかたって「定額給付金の給付に必要なので家族構成や取引銀行名と口座番号を教えてください」、「給付するのに手数料が必要ですからATMで振り込んでください」などと言葉巧みに話し、個人情報聞き出したり、ATMから現金を振り込ませるといふものです。不審な電話などにはご注意ください。

市や総務省が

- ◆ 個人情報を電話などで照会することはありません。
- ◆ ATMの操作をお願いすることはありません。
- ◆ 手数料などの振込みを求めることはありません。

# 契約してしまったが、解約したい… → クーリング・オフ制度の活用を

「クーリング・オフ制度」とは、消費者が、訪問販売などの特定の取引で商品やサービスの契約をした後で、冷静になって考え直して「契約をやめたい」と思った時に、一定期間内であれば理由を問わず、無条件で申し込みの撤回または契約の解除ができるという消費者救済のための民事ルールです。

- ◎ 契約を解除しても損害賠償とか違約金を支払う必要はありません。また、既払金の返金はもちろん、商品受取後や取付後でも、事業者負担で商品の引き取りや原状回復ができます。
- ◎ 事業者の嘘や妨害などで、消費者が誤認または困惑してクーリング・オフができなかった場合、期間経過後もクーリング・オフができます。

## クーリング・オフ期間は

契約書を受け取った日から **8日以内**  
(マルチ商法、内職・モニター商法は20日以内)

### 【クーリング・オフができない主なもの】

- ✖ 自分から店に行ったり、広告を見て電話やインターネットで契約した場合
- ✖ 営業を目的とした契約
- ✖ 乗用自動車、通信販売
- ✖ 3,000円未満の現金取引

## 《 はがきでクーリング・オフする方法 》

〒0000000  
 〇〇販売株式会社 御中  
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
 簡易書留 自分の住所  
 自分の氏名

● 契約(申込み)年月日  
 ● 販売会社名  
 ● 担当者名  
 ● 商品名  
 ● 契約金額  
 右記を契約解除します。  
 平成〇年〇月〇日

※証拠としてコピーを取り、郵便局窓口から簡易書留扱いで出しましょう。

詳しくは消費者センター(23-7851)へお問合せください。

## 消費者センターの相談事例から～

### ◆ パチンコ・競馬などのモニター商法にご注意を ◆

新聞の折り込み広告に載っていたモニター募集に応募したところ、「パチンコ店のPRスタッフになり手順どおりパチンコをすれば高収入が得られるが、そのためには保証金200万円が必要」と言われ支払ったものの、パチンコの出玉による収入はなく、解約を求めても応じてくれないため消費者センターへ相談に来た。

このケースでは、相談者は、広告が新聞の折り込みであり、仕事がモニター(調査員)とのことで信用して応募しましたが、実際は仕事内容や収入条件等が大きく異なるものでした。高収入・高条件の広告を全面的に信用することは危険です。特に、パチンコ・競馬などギャンブルの儲け話は要注意です。うまい話には気をつけましょう。

### ◆ 「無料商品」を注文するときは十分ご確認を ◆

化粧品の試供品を無料で送ってくれるという電話勧誘があり注文したところ送料が別途請求された…。というケースがよくあります。商品が無料でも、ほかに送料・登録料・入会料・保証料など様々な名目で請求されることがありますので、注文する際は内容を十分に確認しましょう。

## 多重債務特別相談窓口を開設

サラ金やクレジットなどの多重債務でお困りの方を対象に、消費者センターの専任相談員による特別相談窓口を4月から開設します。

- 相談日  
毎週木曜日午前10時～午後4時  
(祝日・年末年始の休日を除く)
- 相談場所  
小樽市消費者センター  
(色内1-9-5市分庁舎内)
- 相談対応  
債務整理方法の助言/弁護士・司法書士などの法律専門家へのあっせん
- 相談受付  
小樽市消費者センター ☎23-7851

## ❖ 啓発用貸出しビデオのご利用を ❖

消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。啓発行事などの際ご利用ください。

➡ 申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

## ❖ 「出前講座」の活用を ❖

各種団体からの依頼に応じ消費生活相談員を派遣し、消費者被害等に関する講演を行います(無料)。

➡ 申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

## 【情報交換について】

ネットワークでは、被害報告などの情報交換をパソコンメールやファックスを通して行っています。情報提供やアドレス・番号の届出は、下記事務局連絡先までお願いします。

➡ E-mail: [otarusouhi@air.ocn.ne.jp](mailto:otarusouhi@air.ocn.ne.jp)  
 Fax : 22-1345